

## 平成 21 年 12 月議会八尾春雄一般質問

### <八尾議員：1 回目の質問>

10 番、八尾春雄です。質問は 5 つございます。

まず**第 1 番目**、非核平和都市宣言の町として、非戦の誓いや核兵器の完全禁止に向けた具体的な活動を強めてほしい。

①去る 11 月 21 日開催された戦没者追悼式での主催者あいさつで平岡町長から、非核平和都市宣言の町としての取り組みを実践する決意が示されました。この非核平和都市宣言は、平和憲法を守り、核兵器の全面廃絶を求めたもので、昭和 60 年 12 月議会で当時の林田國一議員から提案され、全会一致で可決されているものでございます。しかし住民からは、今日この宣言に関する垂れ幕やモニュメントもない中で、町長が自衛官の募集や就職には特別の激励を与えるなど、不信の声も聞かれます。非核平和都市宣言を今後どのように実践するかについて答弁を求めます。

2、遺族の高齢化で戦没者追悼式開催が困難になってきているとの指摘がございます。戦没者の追悼に限定したこれまでの式典を発展させ、全町民的立場で非戦の誓いを行う式典に変更することはできないでしょうか。

質問事項の**2 番目**に移ります。

愛犬家の中で、公園で犬を運動させたいとの要望が出ております。ペットのいやし効果についても話題になる中、愛犬家の連携した協力体制のもとで住民参加により検討をお願いします。

①犬の新規登録の直近 7 年間の合計頭数が 786 頭に達していることが平成 20 年度事務事業点検評価報告書に載っております。また、狂犬病予防注射は 1,411 頭に及ぶことが報告されています。犬の運動にとどまらず愛犬家同士の交流と飼育マナーの学習に役立てるという意味もあるので、町内で 1カ所、時間を限定して登録者による管理体制を確立して、公園を利用されている周辺住民の了解も得て、実現に向けて検討をしてもらえないでしょうか。こうした態勢で臨めば、ふんの不始末ということをこの間、検討拒否の理由にしておられますけれども、それは理由にならないのではないのでしょうか。

2、愛犬家の風上にも置けない事例として、この 8 月末に馬見北 5 丁目で発生した 22 頭の犬飼育事件があります。居住者は住民登録をせず、犬の登録も確認できず、住宅の賃貸借契約にも違反しており、家主の契約解除通告と地元自治会や町を初めとする関係者の包囲網で 22 日後に退去となりました。

ペットの飼育は、飼い方を誤ると近所迷惑になりかねない問題でございます。町はこうしたルール違反、マナー違反に対してどのように対処されるのか、答弁を求めます。

**質問事項の3**でございます。地区計画導入の進捗状況と今後の見通しについて。

1、既に87%の賛成がある馬見北5丁目地区計画案については、速やかに正規の公告縦覧の手続を進めていただきたい。事業部長がしている関係者への再説明会、ここでは住民が賛同できない上田部奥鳥井線道路沿いの地域を地区計画対象外とする案を説明しようとしておられますが、このことは法的根拠もなく、むしろ反対者を増大させる方針となっており、賛同者をふやす努力を明言してる町自身の説明にも反しているのではないのでしょうか。

2、平成19年12月に同時に申請をした馬見南3丁目と馬見北5丁目の地区計画が速やかに手続されることを次の3自治会も切望しておられます。法律に違反しなければ何をやっても構わないという考え方から、よりよきまちづくりは住民参加でを合い言葉による先例となるよう、もっと努力を求めるものでございます。このことについて答弁を求めます。

**質問事項の4**でございます。水道料金の見直し、値下げ実施を求めます。この議論を契機に県水との関連を住民の最大の利益につなげるように再検討をお願いします。

1、県は来年度から県営水道料金を1立米当たり145円から140円に値下げすることを発表しました。これを機に単一従量料金制から2部料金制に変更するとしており、このことを通じて市町村が自己水から県営水道への転換を促進する方針であるとのこと。広陵町はこのことについてどのように対応される予定でしょうか。

2、さきの広陵町平成20年度決算審査特別委員会での審査で水道局長は、県は平成25年の大滝ダムの供用開始で水余り現象が生じるため、広陵町にも県の水をもっと買ってほしいと営業に来られたことを明らかにされています。しかし、一たん県水の比率を高めると、自己水確保の努力がないがしろになる上、水に関しては生殺与奪を県が握る危険を生じます。自立と連帯の関係をどのように組み立てるのか、明確をお願いします。

3、県水の原価計算根拠を明示してください。現状は県からの請求書どおりに毎年280万立米分の代金を負担しているが、県と町という公的なつながりの中で不明朗なことがございます。県の情報公開が明確になる中でこそ県が身近に感じられるようになるのではないのでしょうか。

**質問事項の5番目**でございます。子供たちの健やかな成長を願って、小学校卒業までの医療費は無料にしてほしい。

①賦課年度別滞納状況、平成20年度事務事業点検評価報告書の88ページによれば、町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、介護保険料のすべての指標で滞納が前年度を超過し、過去最悪の決算となっています。1億1,487万2,000円から1億5,084万円に増加、増加率31.3%でございます。この要因は何でしょうか。町の認識と対応策をお示してください。

格差と貧困の進行で、日々の生活にも大きな影響が出ている家計がふえていることはゆしき事態でございます。広陵町で安心して生活できるようにするための一助として、子

供たちの健やかな成長を願って小学校卒業までの医療費は無料にしてもらいたい。平成20年度決算においてこのことが実現できていたら町負担は幾らに増大するのか、試算額もご呈示をお願いします。以上でございます。

## <平岡町長：1回目の答弁>

ただいま八尾議員からご質問ありました5項目についてお答えを申し上げます。

まず、1番の、非核平和都市宣言の町として非戦の誓いや核兵器の完全禁止に向けた具体的な活動を強めてほしいというご質問でございます。

お答えとして、非核兵器平和宣言の町として、過日の戦没者追悼式の中で私は、世界の幾つかの地域での紛争が報じられているが、我が国は二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう自国の変化が他国の変化を促し、地球上から悲惨の二文字をなくすよう平和宣言の町として、広陵町から世界にメッセージの発信を行いたいと考えたと申しました。追悼式においてだけでなく、常に世界平和を目指して、それぞれの立場で頑張ってくださいようをお願いしているものでございます。

また、自衛官募集は国の大切な本務であり、広陵町内の入隊者の激励についてはその観点からさせていただいているものであります。

次、2番の、遺族の高齢化で戦没者追悼式の開催が困難になってきているとの指摘がございました。そして、式典を全町民的立場で非戦の誓いを行う式典に変更してはどうかというご質問でございます。

答弁として、戦没者追悼式につきましては、ご承知のとおり国、県においても継続して挙行されており、今年度も本町ではご遺族を初め戦没者を思い平和を願う約300人もの多くの関係者の方にご参加をいただき、過去の戦争で亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、戦争で犠牲になられたすべての方を含んで戦争による悲惨の二文字をなくすよう、参加者全員で平和への誓いを新たに、厳粛に挙行させていただいたところであります。

既に本町におきましては、全町民で広陵町から世界平和を発信する催しとして開催をさせていただいているところであります。

次、2番でございます。愛犬家の中で公園で犬を運動させたいとの要望が出ていると、公園の利用を検討してもらいたいというご質問でございます。

答弁として、犬は昔から人間にとって身近な動物として、時には防犯用として、また盲導犬や介助犬といった人に役立つ役割を果たしたり、時にはいやしの目的に家族の一員として長く飼育されています。

最近では愛犬家の増加により、公園などの公共の場所における散歩中のマナーについて、犬を飼われていない方やルールを守っている愛犬家からも問題視されています。広陵町内には多数の愛犬家がおられ、ルール、マナーを守って散歩等をさせている姿を多数見かけます。しかし、一部にはご指摘のとおりの方がおられることは多方面からの啓発用看板設置要請があることから理解しています。

犬のストレス解消のための運動と同時に、愛犬家同士の交流、飼育マナーの学習の場として公園の利用との要望ですが、今の段階では愛犬家のために公共施設である公園を使わせていただくことは、犬を飼っていない方たちの理解を得ない限りできないと考えております。ふだん公園で子供を遊ばせるときや道路を散歩するときに、至るところに不摂生にふんを放置したり他人の玄関先でおしっこをさせたりするところを目の当たりにすると、心ない犬の飼い主のために公共の場である公園を使われたくないと意識は働くものと考えます。

町といたしましても多くの人が集まる場所におけるルールやマナーの啓発を広報紙等で行っておりますが、散歩途中の人々が愛犬家とのコミュニケーションをとり、かけ声をかけ合うことでよりよい環境が生まれると考えております。愛犬家同士が互いに注意し合い、相互監視力を高めることでルール、マナーの向上を図り、飼われない方の認知をいただける施設整備を目指すことは私たちの職務ではないでしょうか。

次、2つ目でございます。犬の飼育のルール、マナー違反に対して町はどのように対処するのかというご質問でございます。

先般の多頭数の飼育者の対応につきましては、馬見北5丁目自治会はもとより八尾議員におかれましても大変ご尽力をいただいた結果と認識しております。町といたしましては、こういった事例や全国各地で話題となるような野良犬のえづけによって隣近所にご迷惑をかける悪質な飼い主の事例が出た場合には、大字、自治会や警察署及び保健所と常に情報を共有しながら、あらゆる方面から飼い主の意識改革に取り組み、違法なものについては厳しく行政指導を行います。

次、3番でございます。地区計画導入の進捗状況と、今後の見通しでございます。

速やかに正規の公告縦覧の手続をとることでございますが、当地区の住民説明会では、沿道沿いの地権者から現状のままでよいとの反対の意見が多数ございます。ご承知のように、地区計画は利害関係者の意見を十分反映して計画していくものであり、合意形成が図られる範囲内で各種制限を定めるというものでございます。よって、少数の意見でもないがしるにはできません。公告縦覧時に意見書が提出されれば全員の同意を得たものと解せませんので、町は再度案を見直し、説明会を開催することになります。この繰り返しを経て都市計画決定をするものでございます。さきの説明会におきまして、再度説明会を開催する旨明言しておりますので、5丁目自治会役員と反対意見をお持ちの方々との協議の場を設け、合意形成に向け努めたいと考えております。

次、4番目でございます。水道料金の見直しを求める、値下げを実施せよと、広陵町の対応はどうするのかというご質問でございます。

答弁として、ご承知のとおり11月24日、奈良県営水道局は、平成22年度から24年度までの3年間、1トン当たり5円の値下げを発表され、平成25年度からは2部料金制を導入される意向であります。また、県営水道受水24市町村に自己水から県水へ受水量を高めるお願いもされています。しかしながら、2部料金制の料金設定など詳細は現時

点ではわかりません。本町としましては今後の県営水道の動向を見据え、源泉の状況を常に把握して、自己水の比率を検討しているところです。

次、4の2番でございます。水道料金のことでございますが、値下げを実施せよということでございます。

2につきましては、県営水道局が本年度策定中の中長期基本計画の中で知事の意向を反映し、向こう10年間は料金の値上げはしない旨を盛り込まれ、さらに年次計画として、平成25年度からの2部料金制の採用により使用水量の多い市町村については料金が安価になると伺っています。水道事業体にとりましては知事の意向を大いに歓迎し、推移を見守っていきたいと考えます。

自己水の確保につきましては、施設整備計画を定め、必要な投資を進めているところですが、浄水場の施設は経年劣化が進み、原水井戸の水質や水量の安定確保の問題などがあり、補修、更新、新規機器の導入に大きな投資が必要となります。その投資額と県営水道の受水費との比較検討を加え、より安全で安心な水の供給にはどのような方法が最良かを常時の課題であります。

次、水道料金の見直しで、3番でございます。県の情報公開が明確になる中での、県が身近に感じられるようになるのではないかと、ご不審な質問でございました。

県営水道の原価計算根拠としまして、県水道局に確認したところ、給水原価1トン当たり18年度は137円61銭、19年度は137円3銭、20年度は132円75銭と回答をいただきました。

ご質問のタイトルにあります「値下げ実施を求める」とのことですが、給水収益も生活様式の変化や節水機器の進化により年々減少をしている現状から、経営会議で検討した結果、値下げを行わず、経営健全化に向け内部留保に努め、将来の投資資金といたしたいと思っております。

次、5番目でございます。賦課年度別滞納状況でございます。要因は何か、町の認識と対応を問うということで、滞納についてお答えを申し上げます。

まず、この表の見方において、ご指摘の比較数値の計算は正しいではありますが、滞納額が最悪の決算として増加率と判断できる数値ではありません。なぜならば、町県民税において申し上げますと平成19年度の滞納額は5,623万9,000円であり、この滞納額を平成20年度においても1,817万1,000円を収納した結果において、平成20年度における平成19年度分の滞納額は3,806万8,000円に減少しているものです。この額を分母として平成20年度滞納額5,543万8,000円を分子として除しますと大きな数値を示すことは当然であり、平成19年度分の滞納額を収納すればするほどにこの数値は大きくなり、この数値は何ら意味のない比較計算となってまいります。

滞納繰越額の比較は、各年度毎の3月31日現在の決算額の比較が有効な数値となります。こうした状況は、決算資料87ページの各税目ごとの未納額の数値を比較すると各税

目とも未納額は減少しており、収納努力の結果を理解していただけるように思います。

しかしながら、未納額は相当値を示しており、低迷する経済状況の中で企業倒産、リストラ等による離職者の増加、給与の激減などにより一時的に納税することが困難な状況にある方の増加も考えられるところであります。これらの方については納税相談にお越しになった折に個々の事情をお聞きし、分納誓約、延滞金の減免、徴収猶予などの、個々の事情に応じた適切な措置を講じているところであり、悪質滞納者につきましては今後とも法的措置を徹底してまいります。

次に、最後の質問でございます。5番でございます。子供たちの健やかな成長を願って小学校卒業まで医療費を無料にしてほしいというご質問でございます。そして、実現できていたら町負担は幾らになるのか、試算額も提示をせよという質問でございます。

答弁として、乳幼児医療費助成制度は子育て支援基盤の形成の一助としてきょうまで段階的に対象年齢の拡大がなされ、県の制度として実施されているところです。平成19年8月からは現行の小学校就学前の子供を対象とした乳幼児医療費助成を行っております。

ご質問の、小学校卒業までの子供の医療費助成を実施した場合、平成20年度の乳幼児医療費の実績をもとに積算を行いますと、約9,000万円の町単独の負担増が見込まれます。このようなことから、医療を受ける当たって広域的な公平性の確保と、単独で実施した場合の財政負担等について慎重に議論をしていく必要があると認識するところから、今後も県に対し制度の充実について要望をしてみたいと存じます。以上のとおりでございます。

## <八尾議員：2回目の質問(第1項目)>

答弁ありがとうございました。

最初の、非核平和都市宣言の町としてということの2回目の質問でございます。

日本国憲法第9条を守ることが日本の平和と安全につながると主催者あいさつで町長が述べられるのではないかと、実は大分期待をしておりましたが、当日の町長あいさつは、これにかえまして非核平和都市宣言の実践を決意を表明されたものでございます。

調べましたら、60年の12月議会で可決されたこの宣言が出てまいりました。以前お尋ねしたときには、副町長はたしか共産党の議員が提案したのではないかと、こういうことも言われたんですが、林田國一議員さんでございました。全会一致でございます。この中には、平和と国際協調を理念とした平和憲法の精神からも核兵器の全面廃絶は全人類の死活にかかわる重要な緊急の課題であると、こういうことが明確に述べられております。また、提案された理由の中で林田議員は、今こそ核兵器は持たない、つくらない、持ち込ませないという非核三原則を厳守し、先人の伝統と文化遺産を継承し、緑豊かな美しい郷土と豊かな暮らしを次代に引き継ぐため、これを守る責任があると信ずるということで、地方自治体の任務について述べられております。

非核三原則に問題については、ご存じのように密約によって日本に核兵器を持ち込んだ

ことについて、私はたしか署名、捺印したでという外務省の局長さんの証言が初めて出てまいりました。ですから、まさに昭和の60年ですから大分年月もたっておりますけれども、これは今日やっぱりきちんとアピールする必要があるんじゃないかと、それで看板やモニュメントというふうに言っておったわけです。

先ほど伺いましたら、緑化フェアのモニュメント、看板を立てるんだと、こういう話がございました。ぜひその横にしっかりと広陵町が平和宣言都市の町だと、こういうことも一緒にアピールしていただいたら、そんなにお金がかからないからというふうなことも思いました。ぜひご検討をいただきたいと思っております。

それで、戦没者追悼式ですが、去年たしか空襲とか栄養失調で亡くなった方も追悼の対象にしてもらいたいと、こういうことで申し上げておりましたが、そのところは675柱のみたまのためにと、こういうことで言われておりました。これは、やっぱりこれまでのことを振り返るだけじゃなくて、50年たったら、実はこの追悼式を一たん取りやめてはどうかという議論もあったと町長から伺っております。今後の戦後、戦争を知らない人たちが戦争の悲惨さということを将来に伝えるために一番大事なことは、もう戦争はやらないと、しないと、こういうことを全町民的な集まりで確認するというところに重心を、少しずつですけど移したらどうかということの提案ですけども、ご検討いただけないでしょうか。その点どうでしょうか。

### <竹村福祉部長：2回目の答弁（第1項目）>

お答えをさせていただきます。

追悼式自身の考え方につきましては、先ほど町長がお答えを申しあげましたように、戦争で犠牲になられたすべてのお方を含んで、戦争による悲惨の文字をなくすよう参加者全員で誓いを新たにさせていただいたというご報告をさせていただいたとおりでございます。

それで、今までの追悼式、また遺族のお方もご参列をいただいているという関係から、従来に引き続き675柱の方につきましてもご紹介を申し上げるというような経過をたどっておりますけれども、現に広陵町の追悼式自身はご遺族の方、またそれ以上の関係のお方、また町民のお方もご参加をいただき、大きな形で平和への誓いを新たにしておる催しでございますので、今後その名称につきましても、例えばでございますが私考えておりますのは、戦没者を追悼し平和を祈念する集いというような、仮称ではございますけれども、そういうような形についても現在考えておるところでございます。これにはいろいろな関係者の方、また今までの経過の上からご遺族のお方ともご相談を申し上げてというような経過になるかと思っておりますけれども、そういうようなことも踏まえて今回ご報告をさせていただきたいと思っております。

### <八尾議員：3回目の質問（第1項目）>

平和を求める集いということで、その趣旨がやっぱり明確にされるようなそういう式の名

前にするということもぜひ、今おっしゃるように検討をお願いしたいと思います。

それから、自衛隊のことなんですけれども、答弁では自衛隊をこういうふうの評価をしているというふうにありますけれども、これは憲法上の問題がやはり常に話題にのる事実上の軍事力です。

一つだけ申し上げますと、米軍の戦車で使う砲弾ありますね、あの砲弾は自衛隊が持っている戦車の砲弾と規格は同じです。アメリカで軍隊と言われているものが日本で自衛隊の規格に一緒になるんです。だから、これは学校の先生は困るんじゃないかと思います。先生、自衛隊って軍隊ですかと。先生は、いや、軍隊じゃないというふうに答えなきゃいけないんだけど、本当にそれでいいのかということをご悩まれるところだと思います。

私はそういう中で、評価はいろいろあるかもしれませんが、そういう点もやっぱり踏まえまして、調べましたら自衛官の募集事務の委託金として平成20年度に3万2,000円の収入があります。ですから、この金額に相当する程度の自衛官の募集業務でやってほしいと。就職をする人を激励するというんだったら民間の企業に行く人も大学に進学する人にもしっかりやってくれということで激励したらいいのであって、自衛隊に入る人だけ特別に応援すると、激励するということはちょっとバランスが崩れるのではないかと思いますけれども、この点はいかがでございますか。

### <平岡町長：3回目の答弁（第1項目）>

今ご指摘をいただきましたが、年に1人か2人なんです。ない年もあります。若い人たちから私どもみんな、自衛隊に入隊されたその抱負を述べていただいておりますが、皆さんは戦争に行くために自衛隊には行っておられません。自衛隊に入隊をしているいろんな通信技術を学ぶ、いろんな運転技術を学ぶ、そして2年、3年でまた社会に復帰するんだと、そんな考え方をお持ちの方ばかりでございまして、入隊されてからどのような考え変わるのかわかりませんが、私どももいろいろ聞いて、しっかりと技術を習って、また社会のために頑張ってくださいと、このように私どもも言っております。

また、非常災害には自衛隊の人たちが頑張ってくれるんです。我々は、自衛隊なんて全く違う組織だなんて思ってません。せんだっての林野火災にでも来ていただきました。自衛隊の人には頑張ってくださいと。

私、せんだって新聞見たんですが、100歳の人が詩人でこんなことを言われているのを聞きましたので、皆さんにご披露申し上げたいと思います。この人は、山口県出身のまどみちおさんです。物事は表裏、表裏一体、どちらか一方だけというのはあり得ないと、このようにおっしゃっているんです。赤と黒のどちらか一方だけというのは世の中にはあり得ない、平和平和と叫ぶ人に限って戦争が大好きなんです。こんなことを言ってるんです。アメリカの大統領もあないして派兵しながらノーベル賞をもらってるんですから、世の中どうか。この人言われるの、当たり前やなど、そんな思いをしています。これまだ二、三日前の新聞です。しっかりと頑張っていきたいと思います。

## <八尾議員：3回目の質問(第1項目)補足>

一言だけ追加します。「海ゆかば」という歌が、ことしは「異国の丘」など4曲に変更されまして、日本国憲法に見てふさわしくないという状態からは脱しました。町長初め関係者の協議に大変感謝しております。ありがとうございました。

## <八尾議員：2回目の質問(第2項目)>

愛犬家のところに移ります。

いろいろこれは問題があるし、住民相互のところでも話題になるところです。私が思いましたのは、当座は22頭の家、あの対応で活動してましたですけども、その後から途中から、実はあんなことをやられたんでは犬を飼ってるということが何か肩身が狭いような、こんな感じがもするんだと、自分はいろいろこういう点で努力しているというお話。それから、近所、1頭だけなんだけどうるさくてしょうがないと、何とかしてくれないかと、こういうお話もあるし、犬のふんの不始末は相変わらず多いわけです。

今回、公園で犬を遊ばせられないかということでちょっと調べてみましたら、東京立川市にある国立昭和公園というところにドッグランという有料の施設があるそうです。この中に10の申し合わせ事項がありますので、ちょっと紹介します。ほかの人や犬に危害を与えるおそれのある人は利用できません。犬のふんの始末は各自で持ち帰る。3、ほかの犬に食べ物をあげない。4、ほかの犬をいじめたり追いかけて回すことはするな。5、利用は狂犬病と3種以上のワクチン接種済みの犬に限定。6、ドッグラン内でも指定の場所ではリード、ひもです、これを使うように。7、ドッグランにはトイレマーカーが設置されているので、おしっこはそこでやって、ふんは持ち帰るように。それから8番目、利用者は入り口に誓約書に記入をすべし。9番目、基本的に場内は事故、けがについては飼い主の自己管理責任、皆様よく十分に気をつけるようにと。10、その他の事項については係員の指示に従ってくださいと、こういうことが書いてあります。ですから、こういうことを利用したいと、公園を使いたいという人が、なるほどそれはそうやということで相談がまとまり、かつ近隣の住民の皆さんもそういうことだったらいいよと、ただし最後のしまいだけちゃんとつけてやと、こういうような話し合いが幾つか段階で積み重ねなってそれで話が進んでいけば、我々が心配するようなこともかなり減らせるのではないかというふうに思っております。

実は、このドッグランの件は山村美咲子議員が昨年6月の議会で取り上げておられました。たまたま今回の22頭の犬の件で私、同じ愛犬家の方から何度かお話がありましたので取り上げておりますけれども、そのときの回答は研究をしてみる、しかしトラブルの発生が心配、犬同士のけんかをとめられるかどうか自信がないと、こういうことで、研究するという、こういうことだったんです。ですから、こういうことを踏まえて。

これからどんどん恐らく犬がふえるだろうと思います。放置してたら、ある一定の水準

たったら近所でもう収拾がつかなくなると、こういうことだって考えられるわけです。こういう点を踏まえて、規制といいますか条件がありますよということをちゃんと認識されますかということをやっぱり町の側からも発信していただきたい、そういう積み重ねが必要だと思いますけども、研究という段階から一步進んで、そういうところに具体的に検討するということに進んでいただけないでしょうか、いかがでしょうか。

### <竹村福祉部長：2回目の答弁(第2項目)>

お答えを申し上げます。

東京立川市のドッグランの事例につきまして、ありがとうございます。本町におきましても過去に山村議員からご質問いただいた内容を踏まえましていろいろと研究を行ってまいりました。結果的ではございますが、具体的には進んでおらないというのが今ご報告申し上げたとおりでございます。それで、もちろんその利用には広い場所、公共の場所、公園というようなところも含めまして、私ども犬の飼い方の指導を啓発をさせていただいています。福祉部の方も含めましていろいろと考えさせていただきましたが、なるほど今、八尾議員がおっしゃいました、ネックとなりましたのは八尾議員がおっしゃいました立川市で公園、ドッグランを使用される際のルール。ルールづけが結局は、先ほど町長からもお答えをさせていただきましたように、それぞれの飼い主の方のマナー、あるいは犬のしつけ、それから犬をお飼いにならない方のご理解等にすべてつながってくる問題でございます。八尾議員からもご提案ございましたように、段階を経ましてその状況を見て、実際の場所で可能か不可能かというようなところにつきましてもこれから研究を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

### <八尾議員：3回目の質問(第2項目)>

一步進んだ答弁、ありがとうございます。ぜひ、期待しておりますのでよろしく。

それから、22頭の犬の件ですけど、特に保健衛生課の職員さんには日参していただきまして、犬はどうしたかと、あなたがここに住むのは構わないけれども22頭もの犬を飼うのが問題だということで対応していただいて、本当にお世話になっております。ありがとうございました。

それで、ところでこの飼い主の方がおっしゃったのは、私は迷惑をかけていないので明け渡しには応じられないと、私の家に来まして、ついては弁護士を紹介せよと、こういうことまで言いまして、あんた何をしに来たんやということで、やりとりを实はしました。よく考えてみると、住宅で犬を飼う、実は3頭まではいいというのが賃貸借契約の中にあつたんですが、だから家主は22頭は違反だから出ていけと、こういうことになったんですけど、じゃあこれが例えば持ち家で、自分が買ってる家で22頭飼うてまんねんというときにどうできるか。これはなかなか大変な問題になろうかと思ひます。私はリーダーでも何でもありませんよと、犬が好きなんですと。だから、ワンワンキャンキャンいった

りふんのおいがしたりということになったら、権利の乱用あたりで、あんたやり過ぎやでというふうにするか、ぐらいしかないんです。

ですから、その地域で申し合わされた約束事、大体通るルールというものがやっぱりあるのではないかと、地域の力などというふうに呼ばれているそうでございます。最終的に何ほ町長が旗振ったって、警察が中行ったって、それから保健所が指導したって、それはそれとしての役割、効果はあるでしょうけども、その地域で申し合わされたことがやっぱり大事なことなんじゃないのかと、そういう意味で、法律違反をしていないのであれば何をしても構わないということにはならないわけで、そういう点で、これは逆に言ったら北5丁目の住民の皆さんの意識がそういうことで、迷惑かけてもらったら困るんだということを引きちって言うわけですから、やっぱりそういう力というものを尊重してやっていただきたいなというふうに思っております。

この後、不動産業者を紹介しましたが、どうなったか把握をしておられるんだったら、そのことだけお聞きしておきます。高田に移られたというふうに聞いてますけども、そのあたり、町と市のネットワークはどうでしょうか。

### <竹村福祉部長：3回目の答弁(第2項目)>

22頭の飼育犬の件につきましては、いろいろとご足労をかけまして、ありがとうございました。

その後でございますが、高田市に移られたというところで、早速私ども、高田市の飼い犬を管理する担当課へ連絡をとらせていただき、また保健所の方からも連絡をとっておるようにも聞いておりますけれども、その後の状況につきましては、今のところ私どもは何も情報は入ってきておりません。果たしてそのとおりの飼い方、お住まい方をされておるのかどうかということにつきましてもわからない状況でございます。

### <八尾議員：2回目の質問(第3項目)>

町長の地区計画導入の件でございますけれども、再説明会はせねばならぬと、少数であってもないがしろにできないということを言っておられます。そこで、双方の話し合いと、賛成意見、反対意見あるけれども、話し合いをしてもらいたいということの意味合いはどういう意味合いなのか、双方が話し合いをすれば、ある程度歩み寄れる状態が具体的に町の方で把握をしていると、だからまだ話が尽きてないんだという意味で言っておられるのか、それとも、今のまま次の段階に進むということになったら、あの場で再説明会やります言うてしまうたのに、約束違反ということで後で追及されると困るから、言い出したからちょっと引っ込みがつかなくなってるということに思っておられるのか、それとも少数者の意見に道理があると、こういうふうに思っておられるのか。というのは、前の9月議会でも申し上げたように、反対しておられる方のご意見はそれぞれ町の開発指導要綱、1戸当たりの面積100平米というのを無視しても差し支えがないと、自分の土地だから何

を使ってもいいとか、あるいは自分が生活するのではなくて事業のときにできるだけしやすいようにしたいと、こういう思いからであって、そういう不安というものはむしろないのではないか。むしろ正規の公告縦覧の手続をされて、異論のある方がこういう異論があるんだという権利の表明というものを担保することの方がむしろ大事なのではないか、そういう点でいかがでございましょうか。

### <吉村事業部長：2回目の答弁（第3項目）>

私、北5丁目の地区計画の説明会に初めて出席をさせていただきました。率直なところ、反対の意見の方だけがほとんど発表されたという状況でございました。約1時間半ないし2時間の説明会でございました。その終わりの司会者のあいさつの中で再度説明会を開催しますと明言をしておりますので、我々といたしましては何らかの形で再度やりたいというのが答弁の趣旨でございます。

それと、やはり地区計画そのものの意味合いというか、将来にわたっての認識というものを果たしてどれだけの方がなさってくださってるのかなということを私、痛感するわけです。将来的に真美ヶ丘も高齢化が進むかもしれないなど、むしろ在来の田舎よりは高齢化なるスピードは早いのではないかなというようなことを感じる中で、2世帯住宅を建てたいんだということが現実に建たないような地区計画にして、果たしてそれで皆さん望んでおられる計画なのかなというようなことをその会議の中でも感じました。そういうことも踏まえて、軒高7メートル、これらの点について自治会の皆さんが望んでおられる環境のよい住宅、そういうものと軒高を7メートル以下とすることの意味合いの議論を、やはり反対者の中の方と自治会の賛成の方のひざを突き合わせた議論をやっていただけるような場を設けたいというのが私の今現時点における認識でございます。よろしく願います。

### <八尾議員：3回目の質問(第3項目)>

2月の説明会で反対の方の意見がほとんどだったと言われるのは、理の当然でございます。私たちの住民の方では、賛成する場合はどうしたらいいのかということでの問い合わせもありました。賛成する場合は出席をされて賛成意見を述べるもよし、出席をしないでそのまま結構ですというふうにされるもよし。実は、出席されなかった方が大多数だったと思います。それから、出席者の中からは異論のある方が異論を述べていただく、その場をいうてみれば町の説明会で設定しているのに、賛成だ賛成だ賛成だという20人も30人も40人も賛成意見を述べたら、ああ、やっぱり賛成なんだなというふうになってしまうわけです。ですから、そのときには異論のある方に存分に言うていただいたらいいと、私も賛成、出席をしておりました。だけど私、一言も言わなかったです。吉村部長は、何で八尾が意見言わないんだと、おまえ賛成とちゃうんかいと腹の中で思ってたかもしれない。しかし、そういう設定であの説明会がなされたのに、町はそこで賛成者と反対者の意見交

換があるんだということを想定して対応されたんですね。だから、そこは事前に自治会がちゃんと言ってるのに町がその点を受けとめてない。それで、再説明会をするということも、一たんその説明会が終わってから、じゃあどうしましょうかという相談をかけて手続を踏むようにしてないから、その場ですぐ再説明会やるからということ言うてるんじゃないかと心配しています。

それで、町長の答弁で、今のままでは再説明会をするということですけども、自治会の方も再説明会するのは反対だと、それからもし自治会の了解なしに上田部奥鳥井線の接道部分を除外するようなことをやるんだったら、反対だ反対だと言わざるを得なくなると。反対と言いにいったらいいのという話になるんです。このあたり、自治会の住民の人との調整を、最終的に判断されるのは町長だと思いますから、町長、どういうふうに進めるおつもりなのか、ぜひそこらあたり、部長の顔がつぶれるかもしれませんが、いざとなったらやっぱりやり方を、自治会も了解するようなやり方があるのかないのか、町長としてのリーダーシップ、どういうところで発揮していただくのか、町づくりという点ではせんだっての選挙のときにもいろいろとご提案あったということでもありますから、それを踏まえてご答弁をお願いします。

### <平岡町長：3回目の答弁(第3項目)>

町づくりは、住んでいる皆さん、そして土地の権利をお持ちの皆さんがやっぱり協議をして決めることなんです。役所が一方的にまた賛成多数で決定すべきものではないと思います。多くの皆さんのご意見を聞かせていただいて、異論のないように進めるのが理想的な町づくりでございます。各地域は皆さんでおつくりをいただくのが原則でございますので、いろんなご意見のある人、意見を言う機会をつくってあげるのが大事だと思いますので、今、部長申し上げましたように進めてまいりたいと思います。

### <八尾議員：3回目の答弁(第3項目)の補足>

十分に自治会との調整をしていただくように、その点は今、吉村部長うなずいておられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### <八尾議員：2回目の質問(第4項目)>

水の件でございます。町長、値下げするというふうには威張るのかと思って期待してはたんですが、あかん言うて、ため込むんだとこういふ話でございます、将来において。実は、服部町長の時代に自己水と県水の比率をフィフティー・フィフティーにして、値上げというものをできるだけ避けたいんだと、こういうようなお話があったことも私は記憶しております。

今回、10年間は県水を使っていたら値上げしないんだということだから、県はよっぽど困っているんだろうと思われまふ。ここに11月13日の赤旗新聞のコピーがあ

りますけれども、大滝ダムが当初230億円から6回の変更を加えて3,640億円のお金がかかったと、今ここ水を入れると崩れますね。もうどういうふうになるのかわからないわけです。だから、私が原価計算書を、今金額が出てきましたですけど、この原価計算の根拠、何をどういうふうに入れたのか、だから10年間はとりあえず据え置いといて、この費用をどこから捻出するのかということだっただけで考えないといかん話になる。だから、来年、再来年の話じゃなくて10年たったところで、さあ、いよいよ市町村の自己水の設備がもうほとんどだめになっているという中で、今からちょっとずつ値上げしましょうかと、こういうふうになったりするんやないかなと、うがった見方かもしれないけれども、できるだけ自分のところで賄えるのであれば賄うようなやり方っていうものも大いに考えていただきたいと思います。

その点と、それから、原価計算の線まで出てきてますから、どの科目で何ぼ使うてまんのよいうことを、ぜひ町を通じて調べて回答してよと。せっかく値段のことが出てきたんだからチャンスですから、回答するように求めてほしいと思いますが、その点どうでしょうか。

### <植村水道局長：2回目の答弁（第4項目）>

ただいまの原価給水の料金は町長が答弁したとおりでございますが、その内訳としまして一応145円、今議員がお聞きになりましたが減価償却費で64円、そして支払い利息で35円と、これでほぼ100円でございます。そして、人件費、修繕費、動力費、薬品等々で145円で売っておると、しかし先ほど町長言いましたように、132円75銭が給水原価ということになっております。

それと当時、自己水と比率五分五分ということで、できるだけ町民の方に安い料金で提供しようという趣旨で当時の町長が行われましたが、近年、それ以上に水質の条件がだんだん厳しくなる。それと同時に自己水が上げることによって硬度が高くて、ちょっといろいろ住民に迷惑かけたことがあったということで、その比率を低め、今回、今のところは一応8割が県水で自己水は2割ぐらいということになっております。

それと、大滝ダムの方でかなりのお金が使われて、そして完成しても使えないというようなご発言あったと思いますが、県の方では一応21年度で白屋地区の方が工事が終わりました、そして22年、23年に向けまして大迫地区、迫地区これで地すべり工事を完成しまして、24年から試験通水、25年から給水開始という予定になっておりますので申し添えます。

### <八尾議員：3回目の質問（第4項目）>・・・答弁求めない

今、局長がおっしゃられたようなスケジュールで本当にうまくいくのかどうか、これは非常に心配をしております。

それと、ちょうど10年前ですけれども、林田町長さんのときに25%の水道料金の

幅アップの提案があって可決されたんですけども、そのとき共産党は内部の積み立ても使って見通しも示して値上げするなど、こういうことで論陣張ったんですけども、そのときに賛成をされた山田光春議員が今回私の質問趣旨とよく似た主張をしておられます。時代も変わったものだと、ぜひ住民の生活を支える上で山田光春さんも方針が変わったのであれば、それはそれで大変結構なことですから、住民生活の防衛のために取り組んでいただけたらということを一言添えておきます。

### ＜八尾議員：2回目の質問(第5項目)＞・・・答弁を求めない

最後に、5番目のところでございます。

滞納の税金のところですが、実はこれは、質問書を提出した12月4日の午後の1時に部長から私の家に電話がありまして、八尾議員これはどういう意味ですかということで、先ほど答弁された中身が言われております。私再計算をいたしました。簡単に言うところのことです。毎年1万円ずつ滞納が発生している方があるとします。工面をして5万円集めました。そしたら古い方から払っていくんですよと、だから最近の方が5万円残りますね。だから、一番新しいところで数字が大きくなるのは、そういう意味では重点的にそうなるので理解してね、とこういうお話だったです。それは理解ができたわけです。その上で、では単年度の税金の滞納がどうなるのか、つまり17年度分であれば18年3月31日時点かどうか。18年度であれば19年3月31日時点かどうかということを調べましたらば、この17年度から20年度にかけてみましたら17年度末で1億6,250万、18年度末で1億5,748万、19年度末で1億6,042万、20年度末で1億5,279万円となります。ですから部長が言われたように、20年度が一番ひどいんだという指摘は当たりませんよというふうに言われたのはこういう意味だろうなど。その3年間を使って17年度は1億円回収したという計算になっておりますから、その努力については多としたいと思っております。

途中から、実は1億5,000万、1億6,000万の税金の滞納は高どまりで一向に下がらない。懐ぐあいが非常に寒いと。広陵町の職員は賃金カットまで決めちゃったと、こういうことになっているわけです。この状態をこのまま続けると、本当にやっぱり大変です。厳しい、所得の少ない人の方を何とか暖めたいということの一つとして、小学校卒業までの子供たちの医療費の無料化ということ、今回、そこだけ取り上げました。別にそこだけ高齢者は構わないと、そういう趣旨ではありませんけども、時間になりましたのでもうやめますけれども、今後ともそういうことで所得の少ない方、生活に苦しんでおられる方の温かい配慮、支援というものをぜひお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。